

平成21年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年3月26日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	川端 良雄
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長	中島 宗七
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次 総務課長 川端 弘一
企画財政課長補佐 竹中 宏

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二 事務局次長 井狩 重則
書記 赤坂 悦男 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第1号から議第37号まで並びに請願第1号及び請願第2号
(野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 他38件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第38号から議第41号まで
(平成20年度野洲市一般会計補正予算(第5号) 他3件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 発議第1号 野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 意見書第1号から意見書第6号まで
(障害者自立支援法の原則一割負担廃止を求める意見書(案) 他5件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午後1時00分) 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、3月13日と同様のため、配付を省略いたしましたのでご了承いただきます。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第14番、中田幸子君、第15番、小島進君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第1号から議第37号まで並びに請願第1号及び請願第2号、野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例他38件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第5番、内田聡史君。

○5番(内田聡史君) 第5番、内田聡史です。

去る3月10日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月16、17日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第2号野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例、議第3号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第4号野洲市防災会議条例及び野洲市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例、議第5号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議第6号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例、議第7号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第8号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市国民健康保険税条例の条例の一部を改正する条例、議第14号、平成21年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第24号平成21年度野洲市

土地取得特別会計予算、議第 26 号平成 20 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 35 号町及び字の区域及び名称の変更について、議第 37 号滋賀県市町土地開発公社定款の変更について、以上の 13 議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 2 号、議第 3 号、議第 4 号、議第 5 号、議第 6 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 24 号、議第 35 号及び議第 37 号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第 9 号、議第 14 号及び議第 26 号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第 12 番、中島一雄君。

○12 番（中島一雄君） 12 番、中島一雄でございます。

去る 10 日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3 月 18 日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第 10 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第 14 号平成 21 年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託された関係予算、議第 20 号平成 21 年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第 21 号平成 21 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第 22 号平成 21 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第 23 号平成 21 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第 25 号平成 21 年度野洲市水道事業会計予算、議第 26 号平成 20 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）中、本委員会に付託された関係予算、議第 31 号平成 20 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 32 号平成 20 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 33 号土地の減額譲渡について、議第 34 号訴えの提起について、議第 36 号市道路線の認定及び廃止について、以上、条例関係 1 件、予算関係 9 件、その他 3 件、合計 13 件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第 10 号、議第 20 号、議第 21 号、

議第 2 2 号、議第 2 5 号、議第 3 1 号、議第 3 3 号、議第 3 4 号及び議第 3 6 号の 9 議案については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第 1 4 号、議第 2 3 号、議第 2 6 号及び議第 3 2 号の 4 議案については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給制度の創設を求める請願書及び請願第 2 号住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書につきましては、採決の結果、2 件とも賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきましての審査結果の報告といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第 1 4 番、中田幸子君。

○1 4 番（中田幸子君） 第 1 4 番、中田幸子でございます。

去る 3 月 1 0 日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、3 月 2 3 日、2 4 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてのご報告を申し上げます。

議第 1 号野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例、議第 1 1 号野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例、議第 1 2 号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例、議第 1 3 号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第 1 4 号平成 2 1 年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 1 5 号平成 2 1 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第 1 6 号平成 2 1 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第 1 7 号平成 2 1 年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第 1 8 号平成 2 1 年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第 1 9 号平成 2 1 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第 2 6 号平成 2 0 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）中、

本委員会に付託を受けました関係予算、議第27号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第28号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第29号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)、議第30号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、以上の15議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第1号、議第11号、議第13号、議第17号、議第18号、議第19号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号については全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第12号、議第14号、議第15号、議第16号については、賛成多数にて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(河野 司君) これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第1号から議第37号まで並びに請願第1号及び請願第2号の各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第1号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第1号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第2号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第2号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第3号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第3号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第4号野洲市防災会議条例及び野洲市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第4号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第5号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第5号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第6号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第6号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第7号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第7号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第8号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第8号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号については討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) 議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の税条例の改正は、介護納付分の引き上げに伴い改定がされます。40歳から65歳の方の介護納付金が所得割100分の1.56となり、0.26の引き上げであり、ま

た均等割が8,600円、1,200円の引き上げ、平等割が4,800円、600円の引き上げとなります。それと、最高限度額が9万円から10万円になることであります。所得割のかからない人でも1,800円の負担増になります。議案質疑で紹介しました、年収170万円、41歳のひとり暮らしの方ならば、所得割を加え3,594円の負担増になります。社会保険加入の方と比べて9万329円高くなります。法定軽減に該当しないワーキングプアと言われる働く貧困層の多くの方は、払いたくても払えない保険税になります。

根本的には、介護保険制度における国の負担が、老人保健のときの負担に比べ、率が下げられていることが大きな原因です。今回の引き上げ分1,350万円を一般会計から繰り入れすれば、所得割や均等割、平等割の引き上げをしなくて済むこととなります。

国保税の滞納がふえる原因は、高過ぎる保険税だからです。1人当たり平均3,300円の引き上げになる今回の国保税の改正に反対します。

小泉内閣以来、社会保障費を毎年2,200億円も削減し、自然増でふえるにも関わらず押さえ込んできたのが大きく影響しています。福祉関係者の低賃金や、国民の負担増で帳じりが合わせられてきました。無駄な公共事業や5兆円の軍事費や、アメリカへの思いやり予算や、米軍基地増強のための3兆円の見直しなど、さらに大企業、大資産家への優遇税制を10年前の税率に戻すべきです。

国民の税金を、福祉・教育・暮らし優先に使う必要があります。税金の使い方を変えれば、もっと社会保障を充実することができます。

国に対して、介護保険制度の国の負担割合を引き上げることを強く求められるよう要望し、反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第4番、立入三千男君。

○4番（立入三千男君） それでは、ただいま議題になっております議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての賛成討論を申し上げたいと思います。

皆さん方もご承知のとおり、国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険は、社会保障制度としての側面を持ちながらも、事業推進に必要な費用の一部を、加入者相互の税負担により賄う相互扶助制度として運用されているところでございます。また、税の算定にあたっては、医療給付に係る部分と、後期高齢者医療制度への支援に係る部分、そして介護保険への給付金に係る部分に分けて算定をされているところでございます。

今回、このうち介護給付金分に係る賦課限度額と税率の改定を提案されているわけでご

ございますが、これは、後期高齢者医療制度を除くすべての健康保険において、徴収と納付が義務づけられているものでございまして、納税の対象となるのは、それぞれの保険に加入している被保険者のうち、40歳から64歳の被保険者のみで、基本的には当該年度の納付金を、当該年度の対象者からの徴収によって納付することになっておるところでございます。そのために、給付金額の変動や、納税対象者の異動に合わせて毎年このように税率を見直していくことは理にかなったことだと思います。

むしろ、増額が見込まれるにも関わらず、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れなどにより、安易に税率の改定を見送ることは、国民健康保険の被保険者同士の公平性や他の健康保険との公正性を損なうものになると思います。

今般もそうですし、過去からも、一般会計からは福祉波及分というようなことで繰り入れられているところございまして、私は少なくとも、国保財調の基金の残高は、やはり不慮の医療費の高騰に備えて、支出に備えて、1カ月の医療費分は確保して、健全な国保運営に資するべきと考えている一人でございます。このような背景から、事細かくルールが決められている国民健康保険の現在の法制度のもとで、これに従いまして毎年税率の見直しをきちんと行われていることは評価されるべきであると判断いたします。

よって、私は、議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成するものでございます。

以上です。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第9号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第10号野洲市手数料条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告

のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第10号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第11号野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第11号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号については討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) 議第12号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

敬老祝金は、長寿を喜び合えるお祝いとして実施されてきました。戦前、戦中の大変な時代を苦勞しながら今日の時代を築いて下さいました。100歳まで生きるということは幸せなことです。本人も家族も長生きを喜べる1つの区切りではないでしょうか。

祝金30万円を10万円に削減される条例改正ですが、21年度3人の予定ですから、30万円のままならば90万円です。23年度は21人になるという予想ですが、こればかりはわかりません。しかし、野洲市で100歳以上の方が100人もおられたなら、長寿のまちとしてアピールになるのではないのでしょうか。

ちなみに、平成19年9月時点で100歳以上の高齢者の割合の1番は沖縄県で人口10万人に対して58人、2番目が高知県で53人、3番目が島根県で51人です。野洲市は12月現在11人ということですから、人口10万人にしますと22人ということになり、都道府県の順位で47都道府県のうち35番目、三重県が22.16人、東京が22.38人という同じぐらいのレベル、36番が東京です。

こういった、長寿を喜べるまちにしていくために、敬老祝金の削減はすべきでないと思

います。

以上、本条例の反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男でございます。

ただいま議題となっております議第12号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして、賛成討論をいたします。

まず、今日まで地域社会の発展のためにご尽力いただきました人生の先輩であります高齢者の皆様に対し、感謝いたしたいと思えます。

今回の改正につきましても、高齢化の進行によりまして、100歳祝金支給対象者が今後大幅な増加が見込まれます。財政負担が懸念されることから、財政健全化計画や近隣市の支給状況等を勘案し見直されたもので、100歳祝金につきましても、30万円から10万円に引き下げとなりますものの、県下でも高い祝金となっています。

また、88歳祝金につきましても、支給額については1万円を堅持され、また従来は、9月15日を基準として支給されていたことから、88歳を迎えながら4月1日から9月14日までに亡くなられた場合は祝金が支給されないという不公平さが生じておりました。このようなことから、今回は基準日を4月1日に改め、当該年金に米寿を迎える88歳の対象者全員に支給されるよう改善されたものであります。

このように、財政健全化や財源の有効活用を図っていく視点では必要な改革であると私は考えます。市民健康福祉部全体の事業を見た上で、高齢者が敬老の意を感じていただける仕組みづくりが特に重要であることから、今後、高齢者の方がいつまでも健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、高齢者施策の一層の充実を期待し、本案の賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、本議案の趣旨を十分ご理解いただきまして、賛成いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第12号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第12号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第13号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第13号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第13号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第14号については討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第14号の一般会計予算について、共産党市会議員団を代表して、私は反対討論を行います。

言うまでもなく、一般会計の当初予算は、市長の政治姿勢、つまり行財政の姿勢が明らかになる重要なものであります。今日における市民の置かれた生活実態から、暮らしと地方自治体を守る観点から本予算案を検証し、態度を明らかにするものであります。

本会議の質疑や委員会質疑の際にも述べましたように、市民を取り巻く現状は深刻な景気悪化で、かつてない厳しい状況であります。昨年来、大企業が大規模に非正規労働者の雇いどめ・解雇を行っています。このことはこれまで述べてきましたが、本市でも村田製作所や日立ツールなどが大量の雇いどめを行っていることが判明するなど、市全体でも200名を超えていると言われております。加えてこの間、小泉構造改革以来の弊害は、国民経済や暮らしのあらゆる分野でゆがみを広げ、自民党政治の行き詰まりは抜き差しならないところまで来ています。

市民の暮らしでは、例えば本市でも、小中学校における修学援助を受ける児童・生徒は、平成13年度が131名でありましたが、平成20年度では355人と急増しています。これは、実に全生徒数の8%にもなります。一方、生活保護世帯でも平成13年度が75世帯でありましたが、20年度では123世帯となっています。これらを見ても、市民の暮らしは極めて厳しい事態に置かれていることがわかると思います。

にも関わらず、麻生内閣が、雇用と経済対策で有効な対策も講ぜず、それどころか、この間、相次ぐ医療制度、社会保障制度の改悪、後期高齢者医療制度に象徴的に見られますように、今や自民党・公明党内閣のもと、生活不安と将来展望を失わせる政治となっています。麻生内閣の進める経済対策にしても、選挙目当てと言われる1回限りの定額給付金実施で、今後、消費税の大増税を計画するなど、国民の批判が広がっていることでもあります。ですから、こんなときだからこそ、市民の暮らしを守る予算と市行政が求められています。

この点から考えてみますと、深刻な雇用実態の問題では、この間、市内で振興助成金を受けている企業を中心に、市長名で「雇用の維持確保を求める緊急要請」をされたことは、市民の暮らしを守る上で、これはこれで大いに評価したいと思います。また、3人目の保育料の無料化、また市としての県セーフティーネット融資の利子補給制度の実施等々、市民の期待に応える施策の予算ではあります。さらに、今後の市の事業のあり方としては、総額24億円の野洲駅前整備事業、また有隣館建て替えについても、市長が再検討を表明されたこと、この件につきましても、これまで我が党議員団も指摘してきたところでありまして、同時にこれまでの市政運営では見られなかった変化の1つとして、この点も、これはこれで評価したいと思います。

しかし、全体を見た場合、市民の暮らしの面では、高齢者や障がい者の介護激励金を2万円から1万円に減額されること、この4月から、幼稚園保育料も7万3,200円から、7万5,600円に値上げがされます。さらに、先ほどありました100歳の敬老祝金も30万円から10万円に。一方、国民健康保険税は、介護分として平均3,300円の値上げ、さらには小中学校の生徒・児童会の補助金まで減らしています。

一方、市民サービスでは、現在、市内循環バスについては、これまで循環バスについては「今後のあり方を検討中」と言いながら、突然、新年度から、財政上、「背に腹はかえられない」として土曜日運休することになっています。

また、市内におけるいわゆる合併後の質問もいたしましたが、重複施設については、これらの方向をまちづくりの観点から考えるのではなく、今回、私は、安易に中主保健センターの健診を廃止し、サービスの後退をするなど問題だと思えます。つまり、市民への負担強化とサービスの後退が目白押しと言わなければなりません。これでは、市民生活サービスを守ることができないものであります。

2点目に、児童福祉と教育の問題です。

これも、この間指摘してきましたが、本予算案には、学童保育所と子ども教室の運営についての予算が計上されています。学童保育を補完する子ども教室は、似て非なる施設でありまして、子どもと保護者の願いに応えるものではありません。このような方式は、私は行政としての制度矛盾と断定せざるを得ません。さらに、本予算では、現行学童保育所を補助対象施設とするため、北野、中主、野洲の3学童の施設を形式上分割されます。しかし、これは補助を受けるためだけの措置でありまして、何ら根本的な解決ではなく、そのしわ寄せを子どもに求めるものに他なりません。今後においては、学童保育所としての設置目的の原点に立ち、施設の増築を視野に入れ本来のものにするよう、この際求めておきます。

3点目に、同和行政の問題であります。

一言で言いまして、本予算案では、現在の20年度の同和行政を基本的に踏襲されています。今議会でも、多くの議員から同和行政の見直し・廃止を求める観点からの質問が相次ぎました。しかし、答弁では、総論的には「21年度で見直しを行う」とも言われましたが、一方でその進め方は、「21年度で改めて生活実態調査が必要」としています。私は、同和行政の必要性和継続を確認するための調査よりも、これまで一貫して指摘してきたように、長年の成果の到達、市民の努力を正当に、また客観的に見れば、本市では廃止すべきだと考えています。

加えて個別の問題で言いますならば、常任委員会でも指摘しましたように、例えば、保育園保育料の減免補助を受けようとするれば、任意団体への加入や承認がなければ補助が受けられないという極めて不正常的な制度となっています。

また、団体補助でも、例えば同和对策促進協議会の補助にしましても、その効果と活動内容に極めて疑問が残る答弁でありました。つまり、これらの問題は、行政運営の民主主義の問題でありまして、認めることはできないのであります。

結論的には、前市長にも繰り返し指摘してきましたが、市行政が市民と市民との間に垣根をつくる行政では、決して民主的な市民本位の行政推進はあり得ません。つまり、民主的な行政なくして、市民の暮らしは守れません。私は、このことを、今後4年間市政担当される市長に、この際求めておきたいと思えます。

最後に、今後の行財政、市財政と市政のあり方の問題であります。

言うまでもなく、地方自治体における財政は大変厳しいものがあります。市長自身表明していますように、21年度予算、あるいはそれ以降の年度においても、法人税の減収、

基金の減少枯渇、これらにより、今後一層、行財政改革や財政健全化計画などを推進されようとしています。また、午前中の全員協議会でも、財政集中改革プラン策定をされると思っています。このようなとき、市政のあり方を今一度検証する必要があるのではないかと思います。この問題を論ずるには、市政のあるべき方向と、まちづくり、何よりも市民の立場に立った行財政の運営であります。つまり、単に財政的な観点からの改革よりも、本市行政の根本的なあり方を含めて検討することが必要だと思えます。

よって、景気動向で大きな影響を受ける大企業の誘致を中心としたまちづくりや開発行政、大企業に頼る不安定財政から、もっと地元企業や地元産業を活性化させる支援することを中心とした市の経済構造と方針、行政方向を中心に置き、その中で持続的・安定的な行財政運営を迫らすべきだと考えます。

同時に、ここを基本にした市民福祉・医療・雇用など、セーフティネット構築と充実こそが、本来の市政と財政運営だと思います。

以上の点を指摘しまして、本一般会計予算案についての反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。

議第14号平成21年度野洲市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

世界的な金融危機が急速に進む中、我が国の経済も株式あるいは為替市場の大きな変動の余波を受けまして、先行きが極めて不透明なものとなっています。

国においては、雇用・金融問題を中心に経済危機への対応や景気対策を重点的に進めつつ、「経済財政改革の基本方針2008」で定められました歳出改革を着実に実施し、財政再建に向けた取り組みを進めるとしております。また、県におきましても、収支改善に向けたさらなる見直しにより、財政健全化に向けた取り組みを進めていくとされているなど、こうした国や県の動向は、市町村に対し大きな影響を与えるところでもあります。

山仲市長が初めて組まれました平成21年度一般会計予算を見てみますと、厳しい財政状況の中、行政評価や事務事業評価の結果を踏まえながら、野洲市総合計画に基づく行政課題解決のための経費を盛り込まれ、行政改革と財政健全化に向けて、物件費等の計上経費を抑制され、限られた財源の中で野洲市の将来都市像を見据え、重点的かつ効率的な予算編成に努めようとする姿勢が随所に見られます。

具体的には、主要な新規拡充事業を、総合計画のまちづくり基本目標に基づく6項目に見てみますと、まず1つ目、「豊かな人間性をはぐくむまち」では、子どもたちの安心・安

全を図ると共に、市民の避難場所としての安全確保のため、義務教育施設の耐震化に向けた各種の事業や、学校長の経営方針と権限のもとで、P T A、自治会、あるいは地域等の参画を得て、学校の特色を生かした自由な発想とアイデアを出し合う元気な学校づくり推進事業、また、深刻な少子化問題に対応するための次世代育成支援行動計画の後期計画策定など、教育や子育て支援の充実を図られようとしています。

2つ目の「人々が支え合う安心なまち」の実現のための施策としては、安心して子どもを産める環境を整えるために、妊婦健康診査の充実、発達障がいを含む一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援として特別支援教室の推進、全国的に深刻な問題となっています小児科・産婦人科の医師不足に対し、地域医療体制を維持するための医師確保助成など、健康で安心な生活を送れるまちを目指されています。

3つ目の「美しい風土を守り育てるまち」の実現のための施策としましては、琵琶湖の環境保全のため、ヨシ群落再生事業や環境基本計画推進事業、また、里山機能回復のための里山リニューアル事業など、自然や地球環境の保全と創造に重点を置いたまちづくりを目指されています。

4つ目の「地域を支える活力を生むまち」の実現のための施策としまして、地域内の農林水産物自給率の向上を目指すための地産地消推進協議会の設置、集落営農組織の経営基盤強化のための農地集積高度化推進事業など、野洲市として今までありませんでしたけども、初めて市の独自施策をスタートさせようとしていることは、大いに高く評価をしたいと思います。

5つ目の「潤いとにぎわいのある快適なまち」の実現のための施策としまして、篠原駅及び駅周辺都市基盤整備の推進や、市道の安全で快適な環境を維持するための経費など、快適な居住空間の確保を目指されています。

6つ目の「市民と行政がともにつくるまち」の実現のためとしまして、市民の知恵と力を生かした協働のまちづくりを目指した「まちづくり協働推進センター事業」、市が実施する事務事業について市民の視点で評価をいただくため行政評価の推進、さらなる財政健全化計画の推進に向けた行政改革推進委員会の開催など、市民、企業、行政が交流・連携し、協働することにより地域を支えていくことを目指されています。

以上、厳しい財政事情の中ではありますが、必要なこと、やらなければならないことは、確実にやるという予算であります。

市長には、この厳しい財政状況を乗り切らなければならないという非常に難しいかじ取

りが求められております。そのためには、さらなる行政改革及び財政健全化に向けての取り組みの強化が大切であると考えます。

今後、5万市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、着実に事業を進め、またそれが得られない事業は多いに見直し、大胆な改革を進めていただきたいと思います。

最後に「賑わいと安心の、もっと元気な野洲」を目指して、ますます努力していただくことを要望して、平成21年度一般会計予算についての賛成討論を終わります。

議員の皆様方全員のご賛同をお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第14号平成21年度野洲市一般会計予算は、それぞれ各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第14号はそれぞれ各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第15号については討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第15号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計について、反対討論を行います。

21年度国保会計は、国保税のうち、介護保険納付分の引き上げ分が計上され、介護納付金として、前年と比べ1,280万円増額した内容になっています。介護保険の割り当て分の引き上げですが、被保険者にとっては国保税の値上げです。議第9号でも発言しましたが、年収170万円のひとり暮らしの方なら、今回の値上げにより、社会保険より4万7,879円も高く、12万8,034円になります。国民年金も加えれば30万954円の負担となります。

代表質問の答弁で、野洲市の200万円以下の方が18%、今後さらにふえるということが発言されておりました。所得に占める割合が、低所得者ほど高くなります。応益応納割合を5対5に設定している国保税の算定でなく、社会保険並みに収入に応じた国保税にすべきです。

3月に、滞納されている方に弁明書を送付されていますが、弁明書が返送されなかった人114件に資格証明書の発行をされたということですが、たちまち4月から無保険状況にあります。

最近、民医連の調査では、手遅れで死亡する人の数がふえています。少々痛くても我慢する。病気でも傷病手当がないため、休めば無収入。病院に行っても10割払わなければならずお金がない。働けなくなって病院に行けば手遅れ。本当にひどい状況になっています。資格証明書の発行はすべきではありません。

世界第二の経済大国で、手遅れで死ぬとか餓死者が出るというのは政府の責任です。社会保障やセーフティネットが確立していないからです。国保税が天井知らずに上がるのも、国の負担率が下げられているからです。3月までに40万人の失業者が出ると言われていますが、さらに大変な状況の方が国保に加入することになるのではないのでしょうか。国民の命を地方自治体が守る必要があります。

資格証明書の発行をやめて、払える保険税にすることと、法第44条に基づく医療費の減免制度をつくられることを求めます。

さらに国に対して、国庫負担率をもとに戻すことを強く求められるよう要望し、反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第13番、田中孝嗣君。

○13番（田中孝嗣君） 13番、田中孝嗣でございます。

私は、ただいま議題となっております議第15号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

これまでの国民皆保険制度の根幹を支えてきた国民健康保険の安定的な継続をはじめ、健康保険制度全般の建て直しを図るために、平成20年4月に医療制度改革が断行され、これからは、国民健康保険と後期高齢者医療制度が国民皆保険制度の基盤をなす2本柱として、相互扶助のもとで重要な役割を果たすことになりました。

しかし、医療制度改革後の医療保険事業はまだ始まったばかりで、その効果が判定できるまでにはまだしばらくの時間がかかりそうな心配でございます。

このように、改革1年目の本年度事業の検証がまだ十分でない状況での平成21年度予算の編成には、昨年を引き続き相当なご苦勞であったと思われまます。

さて、この平成21年度国民健康保険事業特別会計予算の中身を見てみますと、基本的な枠組みは変わりませんが、予算総額が前年度から約1,500万円の減額となっております、

若干のスリム化が図られております。高額医療費関連でかなりの伸びが見込まれる一方、事務費等の伸びを抑え、他の医療給付や保険事業などの見直しを行って、税の負担増を最小限に抑えられており、手探りで編成された前年度予算とは異なり、新制度に対する短期間の検証の中で、不要な部分等についてはきちっと見直しを図られた結果であると思受けられます。

医療給付や保険事業に係る所要見込み額を確保しつつ、税率については毎年見直すことになっているが、介護給付金分の改定のみで、医療給付費分等については据え置かれるなど厳しい財政状況の中で、事業に対する経営努力が伺える内容であると思えます。

国民健康保険事業は法で細かくルールが定められているため、予算編成においてもなかなか融通がきかない部分があると思えます。しかし、何度も申し上げますが、医療制度改革の影響はこれから少しずつ見えてくることとなります。そのために、これからも国保事業の推進にあたっては、漫然と予算を編成し執行するのではなく、常に事業に対する評価を行い、効率的な運営となるよう果敢に見直しを行っていくべきだと思えます。

そういった意味におきまして、本予算案は、最小限の負担増に抑えつつ最大の効果をねらった、中身の濃いものになっていると評価する次第でございます。

よって、私は、議第15号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について賛成をするものでございます。皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第15号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第15号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第16号については討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第16号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

4月で2年目を迎える後期高齢者医療保険です。4月15日に7回目の保険料が年金から天引きされます。75歳以上の高齢者から、何で75歳で線を引くのか、しかもこれまで受けられた人間ドックや脳ドックも、市からの補助も受けられなくなると憤慨されています。検診の項目も少なくなりました。保険料は国保のときより安くなった方もおられます。しかし、年金から天引きされるということにも怒りがあるのです。家族中が別々の保険に入っている状況です。仕組みそのものに問題があります。

介護保険と同様に、総額に対して、国、県、地方自治体の割合が決められ、残りを高齢者が負担することになっています。保険料は天井知らずに引き上げられる装置になっています。

普通徴収の方で滞納している方は、2008年12月時点で43人、現時点で34人おられ、予算では滞納繰越分も40万円見込んでおられます。これまでの当局の答弁で、資格証明書の発行をやめるとは言われませんでした。このままの方針で行きますと、21年度から無保険の方が増大します。

これまでの老人保健制度では、保険証はすべて交付されていました。高齢者は病気になる確率も高く、資格証明書の発行で10割窓口で払うということは、社会保障制度として、また老人福祉の制度としてなじまないからです。資格証明書の発行はするべきではありません。

さらに、職員の事務の煩雑なども考えれば、後期高齢者医療保険制度は廃止以外ありません。すべての国民が同じように医療を受けられるようにすべきです。県単位で運営されている保険制度であり、野洲市だけでどうすることもできませんが、広域連合議会の議員でもある山仲市長が制度の廃止を求められるよう要望し、反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第11番、藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 第11番の藤下です。

ただいま議題となっております議第16号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月にスタートし、ほぼ1年を経過したところでございます。昨年春の制度開始以来、さまざまな議論がなされ、制度の見直しも一部行われたところであります。

さて、この平成21年度、後期高齢者医療特別会計予算の中身を見てみますと、基本的な枠組みは変わりませんが、予算総額が、前年度から約1,350万円の減額となっております。

ります。中でも、保険料収入は2,600万円の減額となっております。これは平成20年度において、保険料軽減措置の拡大が図られたことによる影響と推察するものであります。

後期高齢者医療制度は、その運営主体は、滋賀県後期高齢者医療広域連合であります。本市が行う保険料の徴収事務や各種相談申請の受け付けや通知事務において必要な経費を計上されたものと思われま。その執行にあたっては、関係法令を遵守し、経費の節減に努め、適切かつ円滑な予算執行にあたられることを希望し、平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第16号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第16号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第17号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第17号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第18号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第18号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第18号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第19号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第19号平成21年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第19号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第20号平成21年度野洲市下水道事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第20号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第21号平成21年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第21号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第22号平成21年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算は、環境経済建設常

任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第22号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第23号平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第23号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第24号平成21年度野洲市土地取得特別会計予算は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第24号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第25号平成21年度野洲市水道事業会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第25号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号については討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第18番、三和郁子君。

○18番（三和郁子君） 議第26号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について、反対討論をいたします。

世界同時不況の影響は、当市の財政状況を複数年にわたり一層圧迫する、厳しく危機的な状況となっております。大幅な財源不足による縮減予算を迫られる中、22年度には、財調基金の枯渇回避が困難な状況でもあり、財政再建団体転落への最悪のシナリオも見え隠れする非常事態に直面しております。このような現状認識に立てば、当市は少しでも多くの自主財源確保のため、あらゆる努力をしなければならない責務があります。

このような状況下、野洲駅北口地先の市有地売却費2,367万円が、20年度一般会計補正予算に歳入補正が組まれております。この市有地売却は、処分に関わる審査、審議プロセスのあいまいさ、不透明さ、また既得権や価格設定などの不適正など多くの疑問を指摘せざるを得ない案件でございます。その指摘に対し、執行部も受け入れざるを得ないとの認識を、今議会の議論を通して確認させていただいたところでもあります。市民の目線に立脚し、また、以下の幾つかの観点から、行政、議会の姿勢と責任を正すべく、議第26号歳入中、財産売却収入、野洲駅北口地先の市有地売却費に対し、幾つかの異議、疑問を以下に提起いたします。

1点に、市民の財産処分には極めて重い責任があります。財産処分に関わる審査、審議プロセスの記録や議事録が存在しない不透明な内部審査・審議による売買契約締結であり、本当に公平・公正に行われた売買であったのか大きな疑問であり、その印象は、衆目の一致するところと確信できます。

2点に、この案件の売買に関わる手続においては、法的に非合法的な点はなかったと当局の説明がありましたが、しかし、非合法でなければそれでよいのでしょうか。市民の大切な財産を不備のある売買契約書により、周辺実勢地価との整合性がないと言える不当に廉価な価格と認識される価格での売買の実態を思えば、手続が合法であれば市民に損失をこうむらせてもよいのでしょうか。手続さえ合法であれば、市民への背任とならないのでしょうか。この案件には、市民の財産を少しでも高く処分する意思や努力の形跡が見当たらず、大きな疑問が提起されます。合法と市民の目線の整合性は別次元のものと私は考えます。

3点に、2点に関連して、議会だよりで市民周知の事実を踏まえれば、逸失したと考えられる収入に対し、責任の所在は誰にあるのか、どのような形で責任をとるのか、果たす

のか、現状では到底市民の皆さんの納得が得られているとは思えず、むしろ疑問は倍加しているものと認識しなければなりません。この案件決定に関わった執行部の皆さん、「自分の土地であったらこの価格で売りましたか」の問いに自問自答されましたか。このことについて、担当者から一言のコメントもいただいております。この点にも納得いかないところでもあります。また、市民の財産保全、有効活用に対する考えの甘さと力量不足に疑問が呈されるところでもあり、倫理観においても大いに疑問を感じざるを得ません。

4点に、不動産鑑定は1件のみの提出であり、適正な鑑定と言えるのか疑問であり、鑑定価格は実勢価格と大きな隔たりがあると認識され、市民の財産処分にあたっての適正な鑑定価格とは到底理解できず、結果的に公有財産が不当に廉価な価格で契約された形跡、疑念を指摘せざるを得ません。

23日に国土交通省が発表した今年1月1日時点の公示地価を見ますと、全国平均商業地がマイナス4.7%、住宅地でマイナス3.2%の下落に対し、当市は商業地が単純平均でマイナス0.89%、住宅は同じくマイナス1.6%と、全国的に見ても不動産価値が維持されている有数の地域の評価となっております。

当市は、近隣市の市街化区域面積比率、草津市38.5%、守山市・栗東市26%に比較して、当市はわずか12%と少ない状況の中、この野洲駅北口地先の市有地売却物件は、市民がまず求めることのできない商業地の一等地にある唯一の市有地であり、皆様も周知のとおり、この区域は建ぺい率80%、容積率400%、公共的な施設が入った場合、容積率には加算されない最高の条件が付いている場所です。

このように極めて優良で貴重な市民の資産は、財源不足の当市にとっては多大な財源確保につながるものであります。安易な売り払いであったとの印象は、いかにも惜しまれ、悔やまれる土地です。

5点に、公有財産の処分は公開・入札が基本であり、市民が損失をこうむるような一切の契約が結ばれることがあってはなりません。市民の誰が見ても、公平、公正、適正が見て取れるものでなくてはなりません。この売り払い案件には、その意思が働いていたとは感じられません。

以上、すべてを申し上げたわけではありませんが、幾つかを指摘し、反対の討論をさせていただきました。

最後に一言、この案件に対し、多くの議員の皆さんが重大な関心と問題意識を持っていることが推し量れます。しかし、最終的には議場での議案採決での意志表示がすべてです。

私たち議会、議員は、重大な疑問、問題であるこの案件に関し、真摯かつ厳正に判断し、賢明な結論を導き出し、市民の皆さんの負託に応えなければならないと思います。議員の皆さん全員の反対をお願い申し上げまして、反対討論にいたします。

○議長（河野 司君） 次に、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 引き続きまして、議第21号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第4号）についての、私も反対討論を行います。

本補正予算案は、政府の緊急経済対策による定額給付金に関する予算、3歳から5歳までの第2子に対する子育て支援金、さらには公共事業として、市道、農道、維持と改良、交通安全対策事業などが主なものであります。もう一つの大きな予算は、この間、大きな問題となってきました市有地処分に関わる不動産売払収入の計上であります。

1点目に、そのうち、北野における市有地処分は、これまでの説明を聞きましても同意できるものではありません。そもそもこの問題は、指摘してきましたように、なぜ売り払いが昨年10月であったのか、なぜ入札でなく随意による処分だったのか、そして、なぜ実勢価格の約半額なのか、これらの問題につきまして解明されたとは思っていません。

総務常任委員会でも指摘しましたが、そもそも自治体の普通財産の処分については、市民の大事な財産が安易に、また不明朗に処分されることを防ぐために、上位法でも厳しく規制されています。このことは市自身も言っていました、入札によらず財産を処分する場合の規定は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定があります。その他に国の会計法でも、財産処分について随意契約によることができる。つまり、予定価格が少額である場合、随意契約にできるなどの規定もあります。

そこで、今回の問題は、随意として可能な場合なのか、そのような条件であったのかということでもあります。市の説明では、長年の賃貸契約者であり、特別縁故者、また利用権も発生する。だから、随意が妥当であったというのが主張であります。しかし、この点は、国有地の処分に関連し、国が中央、地方の出先機関に出した平成13年の「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合における指名競争入札に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」というのがありますが、これを見れば、今回の場合がまさに随意で妥当だったのか疑問があります。

つまり、特別な縁故者とは、この通達では、「契約により永続的な使用に堪える建物又は強固な建築物の敷地として使用されてきた土地を該当建物若しくは構造物の所有者に売払うとき」、また、「貸付契約に基づいて現に住宅、宿舎又はその他その敷地を生活の本拠と

して使用している者にその住宅宿舎又はその敷地を売るとき」と規定されています。ですから、この解釈から考えますと、今回の土地は更地でありまして、空き地であります。その意味で特別縁故者ではなく、入札による処分が必要でなかったのではないかと思います。そうだとすれば、随意で、しかも条件も認め安く処分したことは、市民に損害を与えたこととなります。問題点であります。

補正予算２つ目の指摘であります。本補正予算の中心である定額給付金の予算計上についてであります。

ご承知のように、この定額給付金制度は、自民党・公明党政権が行き詰る中、来る衆院選を目当てに実施した施策でもあります。しかも、１回限りの支給で、２年後には消費税増税と抱き合わせになるものであります。総額２兆円、加えて事務経費だけで全国で８２５億円のばらまきでもあります。麻生内閣が景気対策だと宣伝していますが、かつて地域振興券の二の舞になりかねず、この定額給付金は、あらゆるマスコミの調査でも７割から８割の国民が否定的、疑問的であります。本来なら国民の大切な税金である２兆円は、国民の暮らしを守る施策と予算に使うべきであり、今でしたら派遣切りの問題など雇用対策、介護保険事業など、福祉医療、農業振興、中小企業対策等に使うことを国民は求めているものと考えます。

一方、子育て特別応援手当についても、極めて不十分で、かつ不公平な手当となっております。議案質疑の際にもこの制度の矛盾が明らかになりましたが、例えば、この制度は３歳、４歳、５歳の第２子支給とすれば、仮に４歳、２歳、ゼロ歳の３人の子どもがいる家庭では対象外となります。これは年齢規定で限っているということで制度矛盾を起こしています。これで本当に子育て支援になるのかという疑問を多くの国民は持っています。しかも、この手当は定額給付金と同様１回限りでありまして、少子化対策としても疑問があります。

以上、問題点を指摘しましたが、極めて問題のある制度です。しかし、問題のある制度ではありますが、国の制度として決まったからには、国民の税金であるからには、国民には受給する権利があります。よって、本補正予算案が仮に成立するとなれば、私ども共産党市会議員団は可及速やかに全市民に給付金が渡るように、とりわけ高齢者世帯や弱い立場の人へ手抜きなく給付されるようこの際求めておきます。

以上、北野の市有地処分に関してを中心に、この補正予算について反対討論といたします。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第26号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第4号）は、それぞれ各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第26号はそれぞれの各常任委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を2時50分といたします。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第27号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第27号平成20年度野洲市国民健康保険事業別会計補正予算（第3号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第27号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第28号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第28号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第29号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第29号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第30号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第30号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第31号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第31号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第32号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第2号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第32号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 3 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 3 3 号土地の減額譲渡については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 3 3 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 4 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 3 4 号訴えの提起については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 3 4 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 5 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 3 5 号町及び字の区域及び名称の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 3 5 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 3 6 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 3 6 号市道路線の認定及び廃止については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第36号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第37号滋賀県市町土地開発公社定款の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第37号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号については討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 請願第1号セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給制度の創設を求める請願について、賛成討論を行います。

草津民主商工会から出された請願は、大変な経済危機の中、野洲市でも独自の施策を求められたものです。保証料の負担については、県下でも高島市、守山市、長浜市で50%、米原市25%と昨年12月から今年1月にかけて決められておられます。

米原市や長浜市では小口簡易融資も対象にされています。また、制度融資の利子補給は、野洲市ではこれまでから0.6の利子補給はされていましたが、今年1月に大津市で資金の33%、草津市で資金の50%の利子補給制度を決められました。全国的にも融資の返済3年据え置きや、世田谷区では5年間金利負担ゼロなどのさまざまな制度融資が講じられています。

今回、民主商工会から出された請願は、中小零細業者を守るための最低限度の請願であります。地域を支えている業者が、何とかこの不況を乗り越えられるまで支援をする必要があります。工業振興条例では、億単位の支援が行われました。21年度も財政が厳しいという中でも2,000万円計上しています。大手企業を応援するだけでなく、緊急に中小企業にも応援するためにも、本請願に賛同いただきますようお願いし、賛成討論いたします。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給制度の創設を求める請願書は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第1号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号については討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) 請願第2号住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書に賛成討論を行います。

民主商工会から出された住宅リフォーム助成制度の創設については、県下でも彦根市が工事費の20%、限度額20万円、長浜市が15万円の限度、近江八幡市は工事費の15%、障がい者・高齢者は50%、限度額30万円、大津市は工事費の10%、限度額10万円というように、昨年12月から2月にかけて助成を決められています。その他多くの市や町で計画がされています。日野町でも申し込みが2日間で満杯になるという状況です。

代表質問で、当局は、住宅リフォームは実施対効果が薄いと答弁されました。しかし、住宅リフォームは、建設だけでなく、電気、ガス、左官、サッシ、設備、塗装、畳、ガラスと、ありとあらゆる業種にまたがります。しかも、お風呂の改修ならば、風呂屋にも行きます。また、お茶菓子も必要です。完成すれば、カーテンやクロスなどなど、しかも大規模なマンションなどの建設と違い、まちの大工さんに頼める仕事であり、経済波及効果は1,000万円の予算なら5億円ぐらいの影響を広げると言われています。

だから、今回も、以前実施した市が、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し実施されるのです。野洲市のこの交付金は6,665万円ですが、ほとんどが道路の改修に使われています。これまで地元の方が要望されていたものですが、そのうちの少しでも住宅リフォーム助成制度に回せば、本当の地域活性化になると思います。

お隣の近江八幡市が予算3,000万円で、限度額30万円、高齢者・障がい者は50%補助という内容であり、これまで野洲市の業者が仕事をもらっていたとするなら、今年は仕事はもらえない状況になると考えられます。以前、守山市で住宅リフォームの助成事業が行われたとき、中主の業者から守山市の仕事がなくなったと言われており、今回、近江

八幡市の助成制度の影響を大きく受けるのではないのでしょうか。

野洲市でも近江八幡市と同様の助成制度をつくる必要があります。本請願を採択し、市内業者の生活営業対策を行うべきであり、議員の賛同を願い、賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第2号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（午後3時04分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました議第38号から議第41号まで、及び発議第1号並びに意見書第1号から意見書第6号まで、平成20年度野洲市一般会計補正予算（第5号）他10件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、議第38号から議第41号まで、及び発議第1号並びに意見書第1号から意見書第6号まで、平成20年度野洲市一般会計補正予算（第5号）他10件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加日程第1）

○議長（河野 司君） 追加日程第1、議第38号から議第41号まで、平成20年度野洲市一般会計補正予算（第5号）他3件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読いたさせます。

○事務局長（田中正二君） それでは、議件を朗読させていただきます。

議第38号平成20年度野洲市一般会計補正予算(第5号)、議第39号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議第40号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第41号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第1号)。

以上であります。

○議長(河野 司君) それでは、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 長時間のご審議でお疲れのところを恐縮でございますが、議第38号から議第40号までの平成20年度野洲市一般会計補正予算及び平成20年度野洲市特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回、追加で提案させていただきました補正予算につきましては、地方自治法第213条に定める繰越明許費の議決を求めるものでございまして、国の経済対策による2次補正予算に係るものや、その他年度内に事業完了が見込めないものであります。

まず、議第38号平成20年度野洲市一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

総務費の定額給付金事業では、国の第2次補正予算により定額給付金事業に取り組むものであります。年度内での給付の完了が見込めないことから、7億9,498万1,000円を次年度へ繰り越すものであります。

有隣館整備事業では、3,223万6,000円を次年度へ繰り越すものであります。

当該事業につきましては、造成工事施工の前提となる開発許可及び土地収用法による事業認定が平成21年1月となったことにより、用地取得及び造成工事が年度内での完了が見込めないこと、また、計画の見直しを行うにあたり、設計業務において年度内での完了が見込めないことから、次年度へ繰り越すものであります。

民生費の特別養護老人ホーム施設整備補助事業及び介護保険施設等整備促進事業につきましては、工事の進捗状況から年度内での工事完了が見込めないため、本市からの補助金をそれぞれ次年度へ繰り越すものであります。

子育て応援特別手当事業では、国の第2次補正予算により子育て応援特別手当の支給が決定されたところであります。年度内での支給の完了が見込めないことから、4,264万2,000円を次年度へ繰り越すものであります。

農林水産業費の農道舗装事業では、1,725万2,000円を繰り越すものであります。

当事業につきましては、国の第2次補正予算における農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、及び地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、農道舗装等を行うものでありますが、施工規模並びに施工内容から年度内の完成が見込めないことにより、次年度に繰り越すものであります。

土木費の道路維持事業では、4,200万円を繰り越すものであります。

当事業につきましては、国の第2次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、市道の舗装改修等を行うものでありますが、施工規模並びに施工内容から年度内の完成が見込めないことにより、次年度に繰り越すものであります。

野洲川右岸線整備事業では、工事請負費1億8,000万円を繰り越すものであります。

当工事につきましては、比江地先から県道守山中主線まで約470メートルを2工区に分割し施工しているものでありますが、うち1工区において工事請負者の契約不履行があり、請負者の再選定及び契約の締結に時間を要したことから、年度内の完成が見込めないことにより、次年度に繰り越すものであります。

交通安全施設整備事業では、2,100万円を繰り越すものであります。

当事業につきましては、国の第2次補正予算における地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、市道の交差点改良、歩道新設を行うものでありますが、施工規模並びに施工内容から年度内の完成が見込めないことにより、次年度に繰り越すものであります。

教育費の野洲小学校体育館アスベスト対策事業では、工事請負費478万円を繰り越すものであります。

当事業につきましては、学校との協議により、本年4月下旬から約1カ月間、体育館を利用休止期間と定め、対策工事を実施することとしましたことから、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すものであります。

野洲中学校改築・改修設計事業では、委託料4,876万円を繰り越すものであります。

当事業につきましては、基本計画の見直し及び実施設計業務の再検討・調整に相当の期間を要したことから、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すものであります。

次に、議第39号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

総務費の後期高齢者医療システム改修事業では、国の補助金が本年度で予算措置されましたが、本年度中のシステム改修が困難であり、委託料145万7,000円を次年度に

繰り越すものであります。

次に、議第40号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

公共下水道事業費の下水道事業の効率的な事業実施のための計画策定事業では、本計画策定の前提となる琵琶湖流域下水道事業の認可手続に相当の期間を要しましたことから、委託料237万9,000円を次年度に繰り越すものであります。

議第41号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

現下の厳しい雇用情勢への対応策として、国が「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を県へ交付し、県が基金を造成・活用するもので、本市では、離職を余儀なくされた非正規労働者、失業者等に対し、雇用・就業機会を創出・提供する事業として、「ふるさと雇用再生特別推進事業」で2事業、「緊急雇用創出特別推進事業」で6事業及び「事務補助員としての臨時職員の雇用に係る賃金」を、今回、補正予算として追加提案するものであります。

なお、現下の緊急雇用対策であることから、労働費において、一括計上したものであります。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,164万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億4,264万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

補正予算書の14、15ページをご覧ください。

款5労働費、項1労働諸費、目2緊急雇用対策費で、事業名1「ふるさと雇用再生特別推進事業費」では、事務委託料として813万9,000円を追加するものであります。これについては、「観光物産資源活用プランナー育成事業」及び「銅鐸の里ミュージアム・マネジメント事業」の事業委託料であります。

次に、事業名2「緊急雇用創出特別推進事業費」では、「里山登山道及び自転車道の調査・環境整備事業」他5事業及び「事務補助員としての臨時職員の雇用」に係る賃金1,791万1,000円を主なものとして、その他関係経費を計上するものであります。

補正予算書の12、13ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

款 1 4 県支出金、項 2 県補助金、目 4 労働費県補助金で 3, 1 6 4 万 3, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

ふるさと雇用再生特別推進事業補助金 8 1 3 万 9, 0 0 0 円、緊急雇用創出特別推進事業補助金 2, 3 5 0 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、平成 2 1 年度一般会計補正予算（第 1 号）の概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております議第 3 8 号から議第 4 1 号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第 3 8 号から議第 4 1 号までについては、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、議第 3 8 号から議第 4 1 号までについては委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第 3 8 号から議第 4 1 号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第 3 8 号平成 2 0 年度野洲市一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 3 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 3 9 号平成 2 0 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、

原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長(河野 司君) 追加日程第2、発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第21番、田中栄太郎君。

○21番(田中栄太郎君) 発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は、平成21年4月1日付をもって、野洲市事務分掌条例の一部改正が行われることに伴い、総務常任委員会及び文教福祉常任委員会の所管について所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は、平成21年4月1日から施行するものであり、議員各位におかれましてはご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(河野 司君) それでは、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（河野 司君） 追加日程第3、意見書第1号から意見書第6号まで障害者自立支援法の原則一割負担廃止を求める意見書（案）他5件を一括議題といたします。

それでは、順次、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号及び意見書第2号について、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 意見書第1号障害者自立支援法の原則一割負担廃止を求める意見書について説明をいたします。

障害者自立支援法が施行されて3年近く経ちました。一定の軽減策が講じられているとはいえ、障がい者も事業所も応益負担の重い負担に苦しみ、報酬削減による経営危機に直面しています。そもそも障がいであることを自己責任とする立場で、障がい者が生きていく上で必要な最低限の支援さえ益とみなして負担を課すというのが障害者自立支援法です。

原則一割の応益負担は、それ自体が、憲法にも国連の障害者権利条約にも反するもので

す。今、障がい者やその家族が、「障害者自立支援法の応益負担は、生存権と法のもとの平等をうたった憲法に反する」として訴訟に立ち上がっているのもその立場からであります。

障がい者が人間らしく生きられる社会を実現する道は政治の責任であり、法施行3年後の見直しにあたり、障害者自立支援法の原則一割の応益負担を廃止し、人間らしく生きるための法制度を強く求めます。

以上、地方自治法第99条規定により意見書を提出する。

意見書第2号、保育制度改革に関する意見書（案）について説明します。

少子化が進行する中、次世代育成支援のための保育制度の拡充が有効であることはこれまでもたびたび指摘されています。そのためにも、保育所において保育の質がしっかり確保され、新たな時代の要請に即した機能や役割が十分果たされることが重要であります。

現在、政府の地方分権改革推進委員会や規制改革会議などにおいて、保育を経済効率からとらえ、市場原理に基づいた保育所への直接契約導入や、入所要件及び最低基準の見直しなど、保育制度改革が具体化されようとしています。

去る2月24日開催の社会保障審議会少子化対策特別部会でもこの方向が最終決定されました。本来、福祉施策であるはずの保育制度に市場原理が導入され、保育業界に過度の競争を引き起こし、無用の混乱や不安を招き、その結果、子どもの最善の利益を失うことが懸念されています。

よって、国におかれては、子どもの立場に立ち、かつ地方の実情を踏まえた上で、保育の質をしっかりと守った保育制度を維持するよう、下記の事項について強く要望します。

これにちょっと補足説明をさせていただきます。

この5行目のパラグラフのところにあります地方分権改革推進委員会というのは大分前から行われていまして、2000年12月に行政改革推進本部規制改革委員会というのが行われ決定されたことがあります。その内容が、PFI契約による民間委託の推進とか、短時間勤務保育士の枠の拡大、直接入所方式導入の検討、ランチャー方式、利用料の直接補助方式導入の検討等々、そういったことが既にこの時点で協議され、決定、見解として出されております。それと、規制改革会議などというのが、これも2001年に会議が行われて、長期的には、認可保育所も含めた利用者への直接補助について検討すべきであるということが言われております。こういったところの経過がありまして、そして幼保一元化の問題も協議がされている中で、2006年認定子ども園が実施され、直接契約方式のこういったことが出されており、これも非常に大きな問題を抱えている認定子ども園であ

ります。

こうした中で、今回この保育制度の改革が出されている2月24日の決定の中で、2013年には法律を改定して実施しようという方向で進んでおり、保育3団体、日本保育協会、全国私立保育園連盟、全国保育協議会、要はすべての保育関係者の団体からこの改革に対しての反対が表明されております。

1、保育制度においては、真に子どもの最善の利益が確保されることが必要であることから、地方財政にも配慮し、十分な財源補償を行った上で、保育の質をしっかりと確保できるよう制度を維持すること。

2、現行の保育所入所方式は、保護者にとって公平感と安定感があり、また真に保育を必要とする子どもが排除されないすぐれた仕組みであることから、直接契約制度及び直接補助制度は導入しないこと。

3、福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しは行わないこと。

4、制度の改革にあたっては、保育所関係者や保育事業者など、関係者が納得できるような仕組みや基準を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第3号及び意見書第4号について、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、意見書第3号政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）の提案説明を行います。

今、国会では、国政では西松建設の違法献金が、民主党の小沢代表、また自民党の二階大臣をはじめ、多くの国会議員に疑惑のあることが報道されています。この問題に対する国民の怒りはとどまることはありません。

そもそも企業献金は、政治家・政党に対して利益を求めるものでありまして、本質は賄賂であります。同時に見ておかなければならないのは、公共事業受注企業から献金の原資は国民の税金でありまして、それが政治家の懐に入っているという問題であります。ですから、今こそ金権腐敗政治を根絶し、今回のような違法な抜け道を断ち切るために、企業団体献金及び政党助成金は全面禁止することが、今、焦眉の課題と言わなければなりません。

そこで、本意見書（案）は、政党助成金制度の廃止を求めているものでありますが、こ

の制度は1995年から開始されています。また、1995年1月施行の改正政治資金規正法附則第10条では、法律施行5年後にこのあり方について見直しを規定しています。このことは、2000年からの企業・団体献金の全面禁止を意味するものでありました。しかし、5年後の1999年12月改正の政治資金規正法では、企業・団体からの政党への献金は禁止されなかったのとあります。

そもそも、当時、政党助成金制度導入は政治の浄化が目的でありましたが、同制度が導入されて約14年が経過した今日においても、国会議員と金の問題、国会議員が関与する汚職事件は後を絶たないというのが現状であります。同時に政治なるものは、国からの独立、企業・団体からの独立は当然でありまして、本来、政党活動なるものは国民からの個人献金で行うというのが近代政党としての当然のあり方であります。

今、一つ、意見書（案）にも書かれていますが、この制度が導入されてから、毎年約300億円、またそれを超える税金が日本共産党を除く各政党に配分されています。その合計は2008年までの14年間で実に4,399億円にもなっています。

その一方で、国民は深刻な景気悪化の中で、社会保障の充実や雇用の確保、中小企業対策等々、切実に求めています。

例えば、今大きな問題となっています障害者自立支援で、本人や家族の一割負担が年間約320億円であります。これは政党助成金とほぼ同額です。ですから、政党助成金をやめて、負担ができなくても、サービスが使えないようなこんな事態の中で、障がい者の方々の一割負担をしなくてもいいような財源にすることなど、つまり、国民が切実に求めていることに使う財源にすべき問題でもあります。

よって、政党助成金制度を廃止し、国民の大切な税金は、市民・国民の暮らし優先に使うことを求めた本意見書は、市民の願いに沿うものであります。

皆さんのご賛同をお願いする次第であります。

次に、第4号、雇用危機を解決する抜本的対策を求める意見書（案）について提案説明を行います。

本意見書（案）は、今日の雇用危機に対して政府が抜本的な対策を講じるよう求めたものであります。

1999年の労働者派遣法の改悪によりまして、雇用形態は、正規雇用から非正規労働へ大量の置き替えが行われました。このことによりまして、これらの労働者の賃金は、正規労働者の約半分、またそれ以下であり、ワーキングプアが急増しています。この一方で、

1997年以降、大企業の内部留保は88兆円から120兆円に。そしてこの間、全産業における非正規労働者の総数は1,152万人から1,732万人に急増しています。まさに雇用破壊が進行しています。

加えて、昨年来、大企業は、金融危機による景気悪化を理由に大量の派遣労働者の雇いどめ・解雇を行っています。全国的に毎日のように深刻な事態が報道されていますが、企業の社会的責任を省みない姿勢は批判されなければなりません。

野洲市でも、再三言っていますように、大企業の村田製作所や日立ツールが派遣労働者の雇いどめをしていることはご承知のとおりであります。村田製作所にしても約8,500億円もの内部留保を加えて、野洲市や滋賀県から約4億円もの雇用創出のための補助金を受けながら、このような派遣切りは許されないものであります。

事態はまさに深刻でありまして、企業としての社会的責任は問われなければならないことはもちろんとして、より根本的な問題は、本意見書で求めているのは、今日の事態の大もとは、政治の責任で引き起こされた政治災害であります。ですから、このことは麻生首相ですら、今日の大企業の大量解雇は企業として万策尽きた上でのやむを得ないことではないとして、さらに雇用の余力のある企業は雇用維持をすべきと国会でも答弁しています。

ですから、今必要なことは、意見書（案）にも書かれていますように、政府が政治の責任として雇用の維持と労働法制の抜本的改正を行い、雇用と国民の暮らしを守ることが必要なのであります。

経済対策としてアメリカ追随の外需頼みから、国民の家計を応援する内需主導の日本経済に軸足を転換させること、中小企業対策としては大企業による下請いじめを防止することなど、また生活密着型の公共事業など中小企業の仕事をふやす経済構造に転換することです。

そして、その上に立ち、雇用の問題で意見書（案）で提案していますように、何よりも政府が行うべき緊急の対策としては、派遣切りなどで職を追われ、住居すら追われた労働者への住居・生活・再就職を支援する温かい措置を国の責任で緊急に行うこと。2つ目には、これ以上の大量解雇の被害者を出さないため、政府として大企業への強力な指導監督を行うこと。3点目には、そして何よりも、より根本的な問題の解決としては、大企業の使い捨ての自由、派遣労働の自由のこの労働制度を許さないため、労働者派遣法を1999年の改正以前に戻すことでもあります。

以上、意見書の趣旨でありまして、雇用危機を抜本的に解決することを求めた意見書は、

市民、国民の求めるものでありまして、皆さんのご賛同をお願いしまして提案説明といたします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第5号について、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 1番、太田健一です。

それでは、消費税の増税を行わないことと、当面、食料品の非課税を求める意見書（案）についての提案説明を述べたいと思います。

消費税そのものが不公平な税制として幾つかの問題を抱えている中、とりわけ大きな問題点として2点指摘します。

その前に、消費税の仕組みについて1つ説明させていただきたいと思います。

1つの商品が流れるシステムの中で、A社、B社、C社とあります。例えば、Bの会社がAの会社から仕入れるときに100円の商品に対して5円という消費税がかかります。ということで、税務署へは5円支払うこととなります。例えば、次、Bの会社はCの会社に物を売るときに、200円で商品を売るとして、掛ける5%なので10円という消費税がかかります。ここで、仕入れのときの5円と売るときの10円で15円という感じで二重取りになってしまうので、仕入れ控除方式というのがありまして、10から5を引いて5円という形で、これも税務署の方に支払うこととなります。同じように最終的に消費者に渡るCの会社が500円で物を売ったときも、500円に対しての消費税は5%で25円、それと仕入れのときの10円で35円になるのですが、同じような計算方式で申告して、25引く10で15円という形で、最終的に25円というのが消費税として支払われます。

これが本来の流れなのですが、ここで1点目として注目すべきは、輸出大企業、このCの会社が輸出大企業とします。輸出大企業には、外国に商品を売るときに消費税を取れないので、輸出戻し税という制度があります。よって、ここはゼロ計算になります。なので、ゼロマイナス10ということでマイナス10。要するに、このマイナス10という消費税分が還付されるということです。要するに、消費税の部分がそっくりそのままもらえてしまうというからくりになっている。

このことによって、もう一つ次のパネルなのですが、このパネルにもありますように、ここは1つ目は、2007年分の消費税還付金上位10社というものが書いてあります。例えば、トヨタであれば年間で3,219億円が還付されています。2位のソニーであれば1,500億円が還付され、トータルで言いますと、この10社だけで1兆1,4

50億円というお金が還付されています。消費税1%で約2兆5,000億円と言われて
いますので、これだけでも消費税の約半分ぐらいになることが明らかだと思います。

そのことによってこの下側のパネルなのですが、ここにあるように、全国524ある
税務署のうち9つの税務署が赤字になるという、本来ならばあり得ないような現実が起
きています。いずれもこの赤字になっている9つの税務署は、輸出大企業の本社所在地が
ある税務署です。

このように消費税というものは、大企業は1円も払わずに国民が負担を強いられる税金
だということが明らかです。

それと、2点目ですが、消費税は付加価値に課税されます。その最大の課税対象は人件
費です。大企業は正規雇用を減らして、派遣労働者や請負会社に置き替えることにより、
消費税負担を減らしています。部門を丸ごと外注化、子会社化したり、派遣請負に置き替
えるまでになっています。消費税は大企業のリストラをますます激しくさせています。

もう一つここにパネルを用意してありますが、例えば、売り上げ5,000億円の会社
があります。仕入れ1,000億円、諸経費1,000億円、外注費500億円で、人件
費が2,000億円、利益が500億円の会社があるとします。これの掛ける売り上げに
対する5%ということで、250億円の税金になると。消費税は、売り上げ分から仕入れ
諸経費を差し引いて納税額を求めます。ということで、それぞれ仕入れに対しての5%、
50億円、諸経費に関しても50億円、諸経費に関しても50億円、そして外注品に関し
ても25億円というのが控除され、正社員で雇っている場合はこの人件費もかからないの
で、納税額は125億円となります。これが、この人件費のとこなのですが、正社員
ではなく、これを派遣会社に外注費として、要するに派遣社員として置き替えることによ
って、人件費2,000億円に対して5%かかるので、100億円という額が税金として
控除されます。ということで、最終的に納税額が25億円というような予算になります。
要するに、派遣の人材をものとして購入することによって税金を引くことができます。派
遣に置き替えることによって、納税額が減るシステムとなっているわけです。

この他にも多くの問題をはらんだ消費税は、今申し上げましたように、国民の社会保障
のためではなく、大企業、財界への優遇制度の穴埋めが最大の目的であることが明らかで
あります。消費税は内需を細らせ、輸出大企業を太らせるだけです。

このような矛盾した消費税となっていますが、加えまして、ご承知のように消費税は、
低所得者にはより逆進性を持つ不公平な税制であり、税率を引き上げれば、貧困と経済格

差はさらに広がり、日本経済を一層危機に陥れることは明らかです。

だからこそ、今最も必要なことは、景気対策として国内総生産の約6割を占める消費購買力を高めることです。世界的に見ても単独で消費税率の引き下げに踏み切ったイギリスに続いて、欧州連合のEUでも消費税減税を合意し、アメリカでは低所得者層の減税を打ち出しております。よって、消費税の増税を行わないことと、当面食料品の非課税を求めることは、市民の願いであり、本意見書に賛同していただけますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第6号について、第9番、梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） 9番、梶山幾世でございます。今後の保育制度の検討に係る意見書（案）について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

保育制度を含む次世代育成支援のあり方については、規制改革会議の逐次にわたる答申を受け、社会保障審議会少子化対策特別部会において議論が進められ、平成21年2月24日、第1次報告が取りまとめられました。今後の保育制度のあり方についての議論は大詰めの段階に来ており、規制改革会議においては、利用者と保育所間の直接契約、利用者への直接補助方式の導入、保育に欠けるといふ入所要件の見直しなど、今日まで保育所が担ってきた子どもの発達保証機能が揺ぎかねない問題も提起されております。

よって、国におかれましては、保育制度の検討にあたって、下記の事項を十分踏まえて行うよう、強く要請をいたします。

記。1、今日までの保育制度が果たしてきた役割を踏まえ、今後のあり方の検討にあたっては、実施責任を持つ保育事業者の合意を得ながら進めること。

2、新たな保育の仕組みを検討する場合、子どもの最善の権利を守る観点から、保育の質の確保と保育所の量的拡充を図ること。

3、次世代育成支援策を拡充するために安定した財源を確保すること。

4、認可外施設や、認定子ども園などに対する支援策を強化すること。

5、今後の利用促進を図るため、保育料の負担軽減について検討すること。また、安易に負担金の徴収を保育所に委ねることがないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。質疑通告書を提出していただきます。再開は追って事務局からご報告いたします。

(午後 3 時 5 2 分 休憩)

(午後 4 時 0 2 分 再開)

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

野並議員より資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、休憩中にお手元に配付いたしました。

それでは、まず第 2 番、野並享子君。

○ 2 番（野並享子君） 意見書第 6 号今後の保育制度の検討に係る意見書（案）について質問をいたします。

本意見書の前段部分におきまして、「今日まで保育所が担ってきた子どもの発達の保証機能が揺るぎかねない問題も提起されている」と述べられています。しかし、意見書の中身は 1 項目に「合意を得ながら進める」とあり、直接契約や直接補助方式導入を認める前提のようにも受け取られますが、どうなのでしょう、お尋ねいたします。

2 項目めにおきまして、「新たな保育の仕組みを検討する場合」とありますが、何を前提にされているのでしょうか、お尋ねいたします。

5 項目めに、「負担金の徴収を保育所に委ねることがないように配慮すること」とありますが、これは直接契約、直接補助方式の導入が行われた場合生じることであり、配慮することとはどういうことなのでしょう。直接契約、直接補助方式の導入をやめることとした方がはっきりすると思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○ 9 番（梶山幾世君） それでは、野並議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目の合意を得ながら進めることについてということですが、これは現行の今の保育制度は、まだ現在のような核家族化が進んでいない、女性の就業が一般的でないときに保育に欠けるという判断基準で、特に支援を必要とする家庭に対し、福祉施策として実施され、今日に至っているものでございます。

現在のように女性の社会進出や核家族化等の進行の中で、保育に対する保護者のニーズがますます増加、多様化をしております。そんな中で、保育制度の改革は必要と思われま

すし、現行の保育制度の改正が行われるのであれば、保護者の意見だけではなく、保育を

する側、事業者の意見も聞き、手厚い合意が必要と考えております。

それから、2点目の新たな保育制度とは何を前提とされているのかということですが、これは、社会保障審議会少子化対策特別部会において、現行の保育制度の課題から検討し導き出されております第1次報告の中の保育の仕組みのことです。現行の保育制度では、保育事業の増大やニーズの進化、働き方の多様化など、現在の社会環境の変化とは合致していないところも多分にありますので、今後は、次世代育成支援のため、新たな制度体系が必要とされてまいります。

5点目の負担金の徴収を保育所に委ねることがないように配慮するということについてですが、現段階では現行の保育制度を直接契約、直接補助方式を導入するとしたわけではなく、少子化対策特別部会の報告の意見としているものでございます。報告書の内容に記述のあるものを反対するものではなく、保育所には負担の大きい徴収については安易に保育所に委ねるべきではないと考え、今後、国で保育内容を検討される際には配慮をしていただきたいというものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今、ご答弁いただきましたが、今現在、この保育所の制度そのものが時代のニーズに合っていないというような、そういう表現ではなかったかと思うんですけども、そういう形でどんどんと今行われてきているのが、国が改革だ改革だといっている市場原理に基づく直接契約、バウチャー方式というところのねらいが今回の改革という形で出てきておまして、どこが求めたのかといえば、要は、営利業者がより営利目的で保育をしたいという、そういうところからこの内容が出てきておるわけです。私立保育園の園長とか保育団体、さまざまな団体から求められている内容ではないのです。だから反対が起こっているのです。これまでも、園庭がなくても近くに公園があればいいとか、そういう形で、保育所の本来あるべき姿をどんどん規制緩和という形で、そして企業の求めに応じて改悪されてきた内容だというふうに私は思うんですけども、この案そのものが、本当に保育をされておられるというのか、子どもの発達を保証しておられる方々の意見なのでしょうか。

皆さんにお配りしましたが、昨年6月20日に国会で全会一致で請願が採択されているのです。その内容を見ていただきたいのです。自民党も公明党も賛成しているのです。その中身は、請願項目として、自治体の責任による保育制度を堅持・拡充して下さい。①

は、公的責任を後退させる保育所への直接入所方式の導入をやめて下さい。②が、この最低基準の廃止・切り下げをするのでなく、抜本的に改善して下さい。こういったものが、全会一致で採択され、それぞれに送付されているのです。ということは、これまで、さっき私のところが意見書（案）として出したところと合致するところが多々あるのではないのでしょうか。

今、出していただきました意見書（案）の部分は、どっちを言っておられるのか。今のご答弁でいきますと、今のニーズに合っていないから変えていかないといけないということなのですよ。

最後に言いました負担の問題も、今後検討をしていっていただくということをおっしゃいましたが、今現在出ている新たな保育の仕組みという中身がほとんど決められていない中で物事が進められていっています。

新たな保育の仕組みの中で出されている案として、受給権という、あなたは保育所に入ることができますという、そういう受給権を地方自治体が出して、その受給権を得られた者が、それぞれの園に入れてほしいという直接の契約、入れてほしいということを言い歩かないといけない、それが直接契約方式ですね。こういうふうな部分はやはり保護者に負担をかけますし、障がい児を抱えている子どもとかそういった方々が排除される可能性が高いから保育団体の関係者の方が反対をされているのですけども、梶山議員が提案されたこの意見書では、前段の部分で出されている部分が、下の項目の中に全くもって生かされていないといいたいまいしょうか、出されていないといいたいまいしょうか、そこらあたりが、どっち向いてこの意見書を出されるのかということが問題ではないかと思うんです。よりもうける業者のためにフォローしていく方向なのか、それとも本当に園で危惧されていること、保護者が危惧していること、そういうことを改善してほしいということを求めている意見書なのか、これがちょっと今のご答弁でもわかりにくかったのですが、もう一度、お答え、そして、全会一致で採択されたというこの請願書に対してどのように思われるのかお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、野並議員の方から、今全くニーズに合っていないということなのかというご質問がありましたけども、そういうすべて合っていないというわけではなくて、環境の変化の中で段階的にニーズに合っていない人が出てくるという意味でございますので、そのようにご

理解いただきたいと思います。

それから、169回国会衆議院、参議院、両院全会一致で採択された現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願書については、私もこれは承知いたしております。

野並議員がおっしゃっていた意味もわかりますけれども、そういったことも踏まえて、今回野洲市として意見書を次の5項目の意見書を出させていただきました。どっちを向いているのだということでございますけれども、営利のためにもうけようとしているところに向くはずがありません。あくまでも、子どもが健全に育っていくように、園にとってもお互いがいい状態で運営されて、安心して子どもが育っていくようになっていただくために意見書を出しているものでございますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 梶山議員の今のお答えですが、今の保育制度でも、地方自治体、本当に苦慮しながらすべての子どもを保育所で保育できるように、長時間保育やら、またさまざまな形で行われておりまして、ニーズに合っていないのではなくて、一生懸命やっているとは思えます。今、ここで出されているように、本当にそれを地方自治体に対してもっと財源を確保して、よりそういったことができるような、それが求められると思えますけれども、民間には補助金を出しながら、公立の保育園には交付税算定という形で、国が方向をこういう形を出してきている今の現在において、本来そういうことをもっと公立の保育園でもできるように、財政的に国が負担をすべきだとか、この最低基準も、今、屋外遊技場がなくてもできるというようなそういう部分とか、面積も乳児室ならば1人に対して1.65平米、保育室ならば3.3平米という、本当に諸外国に比べれば、それでも小さい、低い基準なのです。それを今諸外国に合わせてもっと本当は拡大をしていってもらわないといけない。しかし、駅前保育という形で、もっと小さくてもいい。ベネッセがやっているように、本当に閉じ込めているような状況、それでもいいというふうな形で今どんどん緩和されてきているといいましようか、そういう意味で最低の基準を、これ以上見直してもらったら大変なことになるという形で、共産党案が出した見直しはしないでほしいとか、この請願で言われているように切り下げをしないでほしいとかいうふうな案になっているわけでして、今のご答弁ではそういうニュアンスは感じられなかったのですけれども。

私は、やはり、本来こういう意見書を出すときには、より合致できる形で意見書を出していくべきだと思います。それと、もっとわかりやすい意見書を出していくべきだというふうに思います。この意見書では、私がどっちを向いているのだということを尋ねないといけないぐらいあいまいではないかと思いますので、何とか直していただければと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） 野並議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど、財源のことがもっと重要だということをおっしゃいましたけども、財源につきましては、3点目の次世代育成支援策を拡充するために安定した財源を確保することということで明確にうたっております。あと、わかりにくいというご指摘もあったのですが、今回、共産党さんとテーマにおいて、今、今後の保育制度の検討をされていることに関わる意見書ということで公明党は出させていただいておりますので、こういうふうな内容にさせていただきました。いろいろとご意見いただきまして、ありがとうございました。

○議長（河野 司君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第6号までについては委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第6号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号障害者自立支援法の原則一割負担廃止を求める意見書（案）は、原案のと

おり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

意見書第2号保育制度の改革に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

意見書第3号政党助成金制度の廃止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

意見書第4号雇用危機を解決する抜本的対策を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第4号は否決されました。

意見書第5号消費税の増税を行わないことと、当面食料品の非課税を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第5号は否決されました。

意見書第6号今後の保育制度の検討に係る意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものにつ

いては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成21年第1回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る3月2日から本日までの25日間にわたり、慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

市長就任後初めて編成いたしました平成21年度当初予算をはじめ、多くの重要案件及び本日追加提案させていただきました案件を含め、慎重なご審議の上、すべての議案について原案のとおりお認めをいただきましてありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

本定例会でいただきました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の事業実施や制度運用等、元気な野洲のまちづくりに生かさせていただきたいと考えております。

いただきましたご指摘やご提案は多岐にわたりますが、私なりに整理をさせていただきますと、まずは厳しい経済及び財政状況の中で、市の財政の健全化を図ること、そうした中で、市民負担の増加を可能な限り抑制すると共に、教育や福祉などの市民サービスの維持・向上を図ること、治水や道路などの基盤整備を着実に進めること、展望のある産業政策を確立することによる賑わいづくり、とりわけ農業振興の展望を示すことなどであると認識しております。また、市民参加の透明な行政を進めると共に、職員の意欲と責任感を喚起し、職務規律を高めることについてもご叱正と共にご期待をいただいたものと理解しております。

今回取りまとめました「(仮称)集中改革プラン」の策定に向けての考え方もお示しましたように、本市の財政は、これまで積極姿勢を堅持し、予算段階から歳出が歳入の見込みを上回るという赤字基調の構造の上に成り立っております。この背景には、いつかは不意の法人市民税の増収があるという甘い期待感があったものと思われれます。それがか

なわず、その結果、毎年、基金を取り崩してしのいできました。このことは、財政を疲弊させ、危機的状況に陥らせただけでなく、施策の制度や遂行力の低下を生じさせると共に、職場規律と職員の士気の低下を来たしたと考えられます。

また、既に昨年12月に取りまとめられておりますのでご承知のことと思いますが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」によりますと、湖南4市の中で、野洲市以外の3市では、2035年まで着実に人口が増え続ける中で、唯一野洲市だけが2020年以降人口減少に向かうと予測されております。これはもちろん推計でありますし、また、人口増だけが評価されるべきものではありませんが、外から見た本市の姿の1つとして謙虚に受けとめる必要があると考えております。これらの反省点は、先にいただきましたご指摘やご提案とあわせて、今後の元気と安心のまちづくりへの踏み台として生かさせていただきたいと考えております。

平成20年度も残すところあとわずかとなりました。すぐに新しい年度を迎えるわけですが、賑わいと安心のもと元気なまちを目指して、職員と力を合わせ、5万人市民の福祉の向上と市の発展のために頑張っまいりますので、今後とも議員皆様のご理解とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、桜の開花も間近となります。議員の皆様にはご多忙のことと存じますが、ご自愛の上、野洲市発展のために一層のご活躍いただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(河野 司君) これをもちまして、平成21年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。(午後4時30分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年3月26日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 中田幸子

署名議員 小島 進